

広島県告示第四百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によつて、認定を取り消した。

平成三十年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県大竹市黒川三丁目一―四、三―二、五

二 認定を取り消した年月日及び番号

平成三十年五月二十四日 第H三十認消通知広島建指十四号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

広島県大竹市御幸町二〇番一号

三菱ケミカル株式会社大竹事業所

事業所長 谷口 芳行